

広島県告示第六百二十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十三年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
吉浦西城三地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二号を昭和五十七年七月二十九日広島県告示第七百九十三号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を告示で指定した土地に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号、標柱二号及び標柱七号は告示で指定した標柱三号、標柱四号及び標柱五号と同一とする。

郡市・区	町	地番	標柱番号
呉市	吉浦西城町	九二番一	標柱一号
		一一一番二	標柱二号
		一二〇番	標柱三号
		一〇四番	標柱四号
		八三番	標柱五号
		八五番	標柱六号
		九二番一	標柱七号